

(1) 令和7年度生涯学習講座について

※補足説明 令和6年度の取組状況について（別紙1、1-1、2）

① 生涯学習講座の変更内容について

- ・令和7年度より、最少開講人数が10人となります（R6は7人）。
※申込人数による講座の流れは【資料1】「令和7年度生涯学習講座募集の流れ」のとおりです。
※受講生が9人以下の場合の対応は社会教育団体【資料2】「社会教育団体登録のてびき」にて対応します。

② 講座数について

- ・令和7年度開講するにあたり講師へ通知を送った講座数 109 講座（R6 と同数）

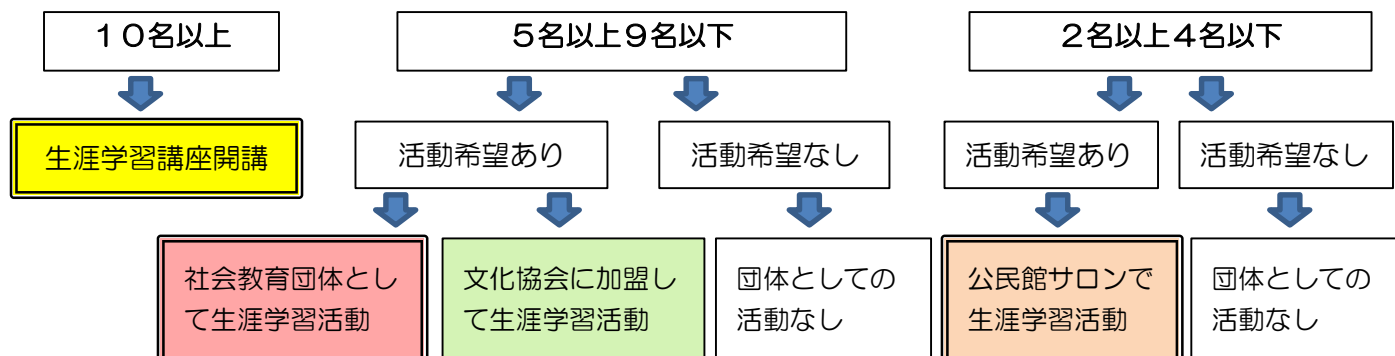
③ スケジュールについて

- ・11月 講師説明会(講座の運営方針・社会教育団体の運営マニュアル説明)
- ・2月～ 市報2月号、ホームページ、LINEで受講生募集の周知
- ・2月15～16日 講座の作品展（中央公民館）※地区公民館は別日開催
- ・2月末 令和7年度生涯学習講座申込受付期間
- ・3月上旬 講座開講、不開講の決定
⇒開講の場合：講師説明会通知
⇒不開講の場合：不開講通知、社会教育団体登録・運営支援
- ・4月 講師説明会
- ・5月 開講

令和7年度生涯学習講座募集の流れ

1 受講希望者の人数による活動方法

◎人数や希望に応じて次の活動方法に分かれます



2 生涯学習講座・社会教育団体・公民館サロンの違い

活動名称	生涯学習講座	社会教育団体	公民館サロン
①最低受講者人数	10名以上	5名以上	2名以上
②公民館使用料	免除	免除	免除
③冷暖房使用料	免除	免除	免除
④講師	あり	任意	なし（任意）
⑤講師費用	受講生負担 （支払い事務は市）	受講生負担 （支払事務は受講生）	なし（受講生負担の場合有）
⑥年間活動計画	講師が作成	講師または受講生が作成	不要
⑦使用場所の予約	不要	初年度のみ不要	不要（公民館が指定する）
⑧運営形態	受講生（講師含む）による自主運営	受講生（講師含む）による自主運営	受講生による自主運営 市（地域づくり支援課）が会場を設営する
⑨活動回数	10回～20回（規定数）	自由	原則月1回
⑩活動可能年数	同一講座（講師）では3年	制限なし （年1回の更新申請が必要）	制限なし （年1回の更新申請が必要）

3 受講希望人数に応じた講座、団体立ち上げまでの流れ

(1) 講座開設人数（10名）に達した場合 【生涯学習講座】

- ・講師と受講希望者に通知で講座成立を伝えます。

(2) 5名以上9名以下の場合 【社会教育団体】

- ・講師と受講希望者あて講座不成立の通知を伝え、社会教育団体での活動希望の有無を確認します。
⇒ 受講生募集の際に「講師へ氏名・連絡先の提供に同意します」記入欄を設け、開講できない場合でも講師と受講希望者同士のつながりが持てるようにします。
- ・受講希望者が5名以上集まった場合は、社会教育団体としての組織化を促します。
例：希望者が集まって、組織化の打合せと計画立案を行う。等 設置のお手伝いをします。

(3) 2名以上4名以下の場合 【公民館サロン】

- ・講師と受講希望者あて講座不成立の通知を送付。公民館サロンでの活動希望があれば、詳細について説明し、手続きのお手伝いをします。

社会教育団体登録のてびき

～社会教育団体登録をして、かけがえのない仲間と末長く活動しましょう～

公民館は、社会教育法に定められた市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された公共施設です。そのため、多くの市民が集い、文化的・健康的な活動ができるよう施設を開放します。

このことを前提として、市民交流や人材の育成とともに、社会教育活動の地域への広がりや活動成果の地域還元を目指した取り組みを行う「社会教育団体」を認定し、活動を支援しています

登録するメリット

◎登録団体の公民館（中央公民館・地区公民館）の施設利用料及び冷暖房使用料が免除になります。

社会教育団体

社会教育団体とは、「社会教育に関する活動」を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体で、所定の手続きを経て認定・登録された団体のことです。

社会教育に関する活動

個人の「趣味・教養」を充足させるだけでなく、「地域を活性化する」などを目的として、文化芸術・スポーツ・生涯学習・まちづくり等の様々な活動を自主的に運営して行うことです。

【活動の例】

- ☐ 学習活動
- ☐ スポーツ活動
- ☐ 文化芸術活動
- ☐ レクリエーション活動
- ☐ ボランティア活動
- ☐ まちづくり活動

自主的な運営を行う団体

文化芸術・スポーツ・生涯学習・まちづくり等の活動を行う人たちが自発的に団体をつくり、活動の目的・内容・方法・役割分担・予算・会費等を会員全体で話し合い、活動を進めていくことが自主的な運営です。また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営が求められます

登録することができる団体

登録するには、以下の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。登録内容や活動の実態等から、社会教育団体として「不適合」と判断した場合は、登録の取り消しや施設の使用等を制限する場合があります。

- (1) 市民だれもが参加できる文化・芸術・福祉・ボランティア・まちづくり等の学習を目的とした団体であること。

(2) 次の実体を備えた団体であること。

- a 団体の会員は5名以上であること。(ただし、会員の半数以上が市内に住所を有する者であること)
- b 団体の活動目的や計画を有すること。
- c 会計を有すること。
- d 講師謝礼は実費程度であること。
- e 主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できること。

(3) 営利事業、政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。

(4) 関係する法令を遵守できること。

(5) 公民館の使用ルールを守って、正しく利用できること。

【「不適合」と判断する事例】

◆ 営利を目的とした活動を行っている団体。

＜営利行為の例＞

- ・ 実費（使用料・消耗品代等）を大きく上回る会費を徴収し、過大な収益を上げるもの。
- ・ 物品の販売や販売促進などの営業活動をするもの。
- ・ 公民館施設等を会場に個人の営利となる行為をするもの。

◆ 申請内容と活動内容に著しく差異があり、利用実態に合わない団体。

◆ 指導者や講師が中心となって会費を徴収し活動する団体。

◆ 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル等の一環として活動を行っているなど市民に開かれていない団体。

◆ 会員相互の親睦や交流のみが目的となっているなど社会教育活動を行うことが目的となっていない団体。

◆ 会員となる可能性がない不特定多数の参加者からビジターとして参加費を徴収して活動している団体。

◆ 虚偽の届け出をした場合。

申請・更新手続き

「社会教育団体」は単年度ごとの更新で、年度末に期間を定めて新規・更新の申請を受け付けています。

＜注意事項＞

○社会教育団体の新規登録には別途審査期間が必要となります。

○文化協会やスポーツ協会等への加入団体、行政関係団体等において、減免利用が必要な場合、各協会又は市役所関係課にご相談ください。

登録・更新等に必要な書類と申請方法

☐ 社会教育団体登録申請書

☐ 公民館等利用に関する確認・誓約書

☐ 会員名簿

☐ 事業計画書及び予算書

☐ 事業報告及び決算書（更新時のみ）

* 上記の書類を作成し、申請者の氏名、住所を確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等のいずれか）を持参の上、中央公民館窓口にご提出ください。

申請書のダウンロード

申請書等必要な書類は、東御市のホームページからダウンロードすることができます。右QRコードからもダウンロードいただけます。



QRコード

社会教育団体登録が難しいという方々のために

～公民館サロン利用のご案内～

人数が足りない、会員が皆高齢で自主運営がきびしい等の理由により社会教育団体としては活動できない方々向けに「公民館サロン」という形で公民館を開放します。

「公民館サロン」運営形態（予定）

◎公民館にある講堂などの広い会場を一定時間開放し、目的を持った複数のグループが共同で使用する（ワンフロア）形態となります。

（１）利用条件・社会教育団体認定条件（表面のラインボックス内参照）のうち「（２）a」の人数および「c」以外の条件を満たすグループ。

・社会教育団体の条件を満たすが全員が後期高齢者で自主運営が難しいグループ。

（２）場 所 中央公民館（３階講堂）

（３）日 時 毎月１～２回、３時間程度 詳しくは申請時にお知らせします。

（４）利用方法 ①利用者の集まり（グループ）毎に公民館に利用登録を行う。

②指定日に集まって机・椅子を準備して学習（活動）を行う。

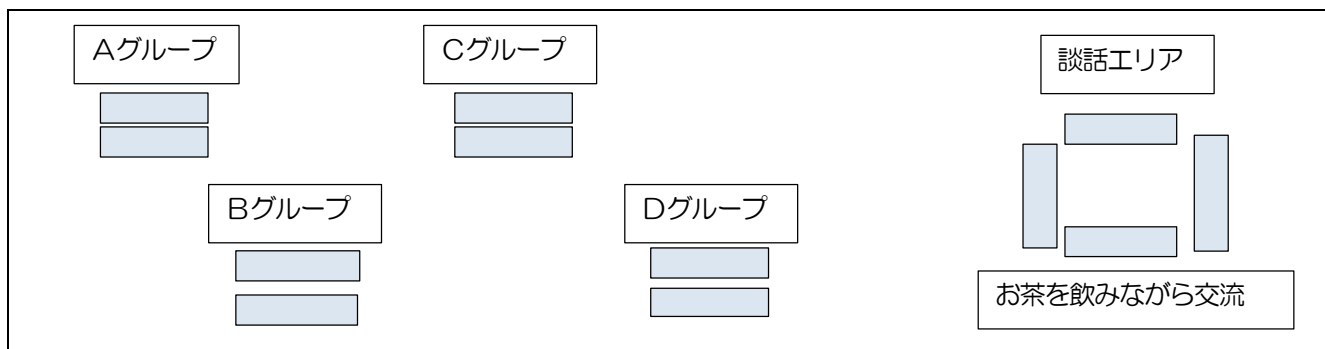
（５）その他 ①同じフロアで複数のグループが活動する都合上、音や大きな声の出る活動、特別な器具や大がかりな道具等を必要とする活動の場合はご利用いただけません。（個別に検討いたします）

②日時や会場の希望はできません。指定された日時と会場での利用となります。

③会場使用料・冷暖房使用料はかかりません。



<公民館サロン会場イメージ>



別紙 1

(補足説明) 令和 6 年度生涯学習講座について

1 生涯学習講座等、公民館講座改変の背景と目指す方向

【別紙 1 - 1】

2 令和 6 年度の変更点について

(1) 受講料の変更 (年間 1 人)

【R 5】

回数	受講料
その他講座	1,500 円
月 2 回の講座	3,000 円
18 回以上	



【R 6】料金形態を 3 区分に変更

回数	受講料
10 回まで	3,000 円
11～15 回まで	4,500 円
16～20 回まで	6,000 円

(2) 講師謝礼の変更

【R 5】

	市内在住講師		市外在住講師		助手
	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人
4 時間以内	2,000 円	1,500 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
4 時間超	4,000 円	3,000 円	5,000 円	4,000 円	



【R 6】

	市内在住講師		市外在住講師		助手
	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人
4 時間以内	2,500 円	1,750 円	3,500 円	2,750 円	1,000 円
4 時間超	5,000 円	3,500 円	6,000 円	4,500 円	

(裏へ)

(3) 最小開講人数の変更

- ・新規受講者受け入れ促進
- ・社会教育団体および文化協会への移行



令和 6 年度は移行措置として最少開講人数を 7 人とします。(R7 は 10 人)
同一講師が開講する講座への受講は連続 3 年とします。
※連続 3 年以上講師を勤めてはいけないということではありません。

＜受講生増による講師の負担＞

最少開講人数が 7 人となり、1 人で 7 人の受講者をみるのは大変。

令和 7 年度以降は 1 人で 10 人の人数をみるのは大変。

- ⇒ ①学級長さんにお手伝いしていただく
②助手を 1 人つける
③講師を二人体制とする



将来の自主運営を見
通して、後継者の育成
をお願いしていく

(4) 社会教育団体への認定

- ・社会教育関係団体の認定により減免措置を受けることができます。

3 令和 6 年度の講座の開催状況について

- ・ 109 講座を市の広報で募集したところ、78 講座が開講
- ・ 4/23 の講師説明会では R5 年にも事前説明を行っていたことから、開講人数の段階的引き上げに対する心配や社会教育団体に対する質問等あったが、丁寧な説明により納得いただいた
- ・ 11 月定例教育委員会が出された教育委員からの質問
 - ①最低開講人数が 7 名から 10 名になることで成立する講座数が大幅に減少するのではないか
 - ②同一講師への受講機会を 3 年間に制限することは、受講機会を減らすことや受講者減少につながる心配があるのではないか
 - ③少人数でも活動の場を求めている方や高齢者への配慮はしているか
 - ④今回の改編で東御市の生涯学習が衰退するのではないか

別紙 2

生涯学習講座等、公民館講座改変の背景と目指す方向

東御市公民館

1 東御市における生涯学習の考え方

「東御市教育基本計画（平成31年改定）」

6 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進

人々の価値観や生活スタイルの多様化に伴い、まちづくりや地域自治への関心が希薄になりつつある今日において、地域住民自らの手でまちづくりを進めていくための住民の主体的な活動が望まれています。住民の主体的なまちづくり活動を推進するための「人づくり、地域づくり」につながる生涯学習の推進を図るため、中央公民館・地区公民館・分館の連携と事業の推進を通じて、市民が「ふれあい、たすけあい、学びあい、ともに生きる」生涯学習のまちづくりの施策を推進します。また、図書館では、「出会いを楽しむ学びと創造の拠点」を基本理念とし、多くの市民に愛され継続して利用してもらえるよう図書館の利活用を推進します。

<ポイント>

「人づくり、地域づくりにつながる生涯学習」

＊かつて、バブル期を中心に公民館の新しいスタイルとして「都市型公民館」が全国に普及しました。この都市型公民館は、お金や時間があり余る豊かな時代を背景に、公民館の専門職員により事業が実施され、学級・講座が充実し、個人として参加しやすくなったことで学習・文化の拠点として活性化していきます。しかし、この運営は住民個人を対象にしており、地域や地域団体から離れた運営となっており、地域づくりの拠点としての機能が失われていく弊害を招きました。（いわゆる公民館のカルチャーセンター化）名古屋大学名誉教授 松田武雄氏の講演より時代は進み、国の方針が地方自治を重要視した施策に転換したことで、改めて地域づくりや人材育成に生涯学習が果たす役割に光が当てられています。このような時代背景の中で「東御市教育基本計画」においても上記のように位置づけられたと考えます。

2 東御市における生涯学習講座のとらえ（現状）

生涯学習 ＝ 生涯学習講座と理解されがちですが、これは、名称がもたらした弊害で、生涯学習全体から見ると一部にすぎません。これまでの本市の公民館講座の運営は「生涯学習講座」に大きなウェイトがかけられていました。これが近年まで続いており、約20年前まで主流であった講座運営方法（都市型公民館）から脱却し切れたとはいえない状況でした。

<令和2年度> 講座受講生総数 1,123名 ＊市民大学講座を除く

生涯学習講座	ジュニア・チャレンジ講座	いきいき子ども講座	女性学級	シニア大学	高校生講座
中央 320 + 滋野 247 + 祢津 138 + 和 150 + 北御牧 135 = 990	44	33	12	34	10

○講座の受講生における生涯学習講座受講生の割合

生涯学習講座・・・88.1% その他の講座・・・11.9% ＊若者や働く世代に光が当たっていない

3 公民館講座の改革と受講者の変遷

○令和3年度以降、「コロナ禍で活動の場を失っている子ども達に公民館が活動機会を確保してあげたい」という願いのもと、子ども・親子講座を手始めに講座の改革に着手しました。時期を同じくして、国がGIGAスクール構想をはじめICT教育の充実に力を入れたことで、パソコンやスマホの使い方が学べる講座（1回～数回で完結する単発講座）を公民館講座として積極的に開催できることになりました。

＜令和5年度＞ 講座受講生総数 **1,607 名** *市民大学講座、ICT 事業関連講座を除く

生涯学習講座 中央 滋野 祢津 和 北御牧 426 + 247 + 138 + 156 + 85 = 1,052	ジュニア・ チャレンジ 講座 305	いきい き子ど も講座 83	女性学 級 23	単 発 講座 144	シニア 大学 14	※ICT 事業関 連講座(R5 のみ実施) 479
生涯学習講座・・・65.5% その他の講座・・・34.5%						

◎その結果、受講者総数が増えただけでなく、これまで公民館講座に足を運ぶことのなかった子育て世代や若者・働く世代が受講してくれるようになりました。

令和4年度以降は、さらに「簡単美味しい防災食づくり」や「スマホ活用講座」など時代の要請に応じた講座や「おせち料理」、「おいしいコーヒーのいれ方」など住民の要望に応える講座を単発講座として拡充したことで、単発講座の受講数は伸び続けおり、大変好評をいただいています。

△しかし、講座の多様化・充実が進めば進ほど、これまでの運営方法では対応しきれなくなってきました。(下の＜公民館職員が受け持つ講座用務＞参照) 公民館講座を「東御市教育基本計画」に添った持続可能な運営ができるようにしていくためにも今回の改革が必要となりました。

・県内の近隣自治体の取り組みとしては

- ・・・公民館のカルチャーセンター化が問題として指摘されるようになってから、個人中心の習いごと等は自主運営方式の活動（東御市でいう文化協会所属の団体や公民館の社会教育団体）に移行してきています。上田市、小諸市、佐久市などは完全移行済みです。

＜知っておきたい、かつての「5年ルール」＞

かつての生涯学習講座には「5年ルール」があったようです。これは、「生涯学習講座で5年間活動したら卒業し、文化協会等に所属して自主運営団体として活動を継続させていく」というものです。このルールに則って、たくさんの講座が生涯学習講座から自立し、文化協会の活動活性化の一因となりました。しかし、しっかりと明文化していなかったためか、これがいつしか形骸化し、現在の「入口はあっても出口がない」講座運営になってしまいました。

＜公民館職員が受け持つ講座用務＞

令和2年度まで

生涯学習講座	その他の講座
--------	--------

現状

生涯学習講座	その他の講座	新たな講座（単発講座、親子講座など）	コロナ禍で停滞した分館活動等の活性化	公民館予約のシステム化
--------	--------	--------------------	--------------------	-------------

4 目指したい持続可能な東御市モデル

生涯学習講座 ＋ 社会教育団体	その他の講座	新たな講座（単発講座・子ども講座・親子講座など）
-----------------------	--------	--------------------------

生涯学習講座卒業生の自主運営化（社会教育団体としての活動）を推奨することで、活動継続を保証しながらも業務軽減を図り、その分を新たな講座運営（子ども・若者・子育て世代・働く世代・高齢者向け、地域課題解決・郷土理解・社会問題・防災・ICT等）に充てたい。

＜令和8年度からの名称の変更（案）＞

生涯学習講座 → 生涯学習入門講座 社会教育団体の活動 → 東御いきいき塾

(1) 最低開講人数が7名から10名になることで、成立する講座数が大幅に減少するのではないか。

＜対応＞

10名に達しなかった場合でも、5名以上希望者が集まった講座には「社会教育団体」として活動していただけるよう公民館が全面支援します。 ← 新たな取り組み

○具体的には・・・①講師への情報開示（承諾をとった上で希望者の連絡先を伝える）

②希望者への聞き取り（社会教育団体として活動の希望の有無）

③団体設立の支援（必要書類作成や活動計画立案について公民館職員が支援する）

◎生涯学習講座数は減るかもしれませんが社会教育団体として活動できるようにすることで受講希望者の活動が保証されるようバックアップします。

＜社会教育団体のメリット＞

①受講を継続する場合、改めて申し込まなくてよくなる。（生涯学習講座は毎年の申し込み）

②公民館使用料・冷暖房費が減免される。

③活動に期間や回数制限がなくなる。

④生涯学習講座として募集をかけている場合、設立初年度は年間の部屋予約が不要となる。

*11月に行った講師説明会でこのことをていねいに説明した所、次年度を待たずに社会教育団体に移行したいという希望を申し出てくる講師や講座受講生が複数出ています。

(2) 同一講師への受講機会を3年間に制限することは、受講機会を減らすことや受講者減少につながる心配があるのではないか。

＜見解と対応＞

・「3年で活動できなくなる」ととらえている方もいるようですが、受講機会を奪うという意味では全くありません。むしろ、「主体的な学び」という生涯学習が目指す本来の目的に目覚め、出会えた講師や仲間たちと末長く自主的に（自主運営という形）活動を続けていっていただきたいという願いが込められています。自治体のできるサポートには限界があります。このことを理解していただいた上で、これからは、「講座（活動）入門」と「仲間づくり」としての3年間で公民館がお手伝いし、卒業後は社会教育団体等への加入、または設立につなげていっていただきたいと考えます。講座の内容によっては3年間では厳しいという指摘が講師から出されていますので、この点については個々に対応できるような余地を残します。（例：〇〇講座上級コース等の設置）

・社会教育団体への公民館の支援はこれまで積極的には行われていませんでしたが、これからは、先に説明した設立時の支援に加えて人員募集の手伝い（生涯学習講座募集と同じ冊子に掲載していくことを検討中）なども進めていきたいと考えています。

(3) 少人数でも活動の場を求めている方や、高齢者への配慮はしているか。

＜対応＞

同じ目的を持つ仲間やお年寄りが手軽に集える「公民館サロン」（新しい試み）の実施

・簡単な登録で最低2名集まれば、公民館（当面は中央公民館）を使用料等免除で使用し、活動してもらえるよう場所を提供します（中央公民館講堂）。将来的には、各地区館にも設置することで高齢者の居場所づくりにもつなげたいと思います。

・5名以上でも、全員が後期高齢者で講座運営が困難な団体があった場合は公民館サロンの利用を認めていくようにします。

(4) 今回の改変で東御市の生涯学習が衰退するのではないか

＜見解＞

①今まで門戸が狭かった子ども、若者、子育て世代、働く世代向けの講座を充実させていくことにより、利用者の年齢層が大きく変化してきています。これは、公民館講座を受講する（できる）世代が拡大していることを意味しており、「退職したら公民館講座」ではなく、人々がライフステージに応じて公民館講座を継続的に利用していく方向につながっていくと考えます。

②生涯学習講座についても、新たな受講希望者の受け入れと社会教育団体としての活動を積極的に進めていくことにより、これまで以上に生涯学習への参加の機会が増えていくと考えます。